

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3501001	処分名	使用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 消防部局	課	消防総務課			
根拠規定	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例			第5条		
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティ消防センター条例		第5条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月8日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市コミュニティ消防センター条例 (許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件又は目的に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>※その他市長が必要と認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動上支障があると認められるとき。 ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念されるとき。 ・鈴鹿市消防団排除条例第9条の公の施設の利用における制限に該当するとき。 <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						